

厚生労働行政推進調査事業費補助金  
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）  
「保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究」  
分担研究報告書（令和4年度）

**NDB オープンデータと医科診療行為マスタを用いた医療技術の再評価方法の構築  
- 職能団体とのヒアリングによる調整 -**

研究分担者 小野 孝二（東京医療保健大学 教授）

研究分担者 明神 大也（奈良県立医科大学 助教）

研究協力者 田極 春美（中央大学大学院 戦略経営研究科 客員教授）

**研究要旨**

新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価については、診療報酬改定毎に学会等から提出された医療技術評価分科会（以下、「分科会」）という。）において、中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」）という。総会へ報告を行なってきた。

2年に1度の診療報酬改定では、診療報酬における医療技術（医師等による手技など）の適正な評価の観点から、分科会において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価に関する検討を行っている。具体的には、診療報酬改定の度に約1000件程度の提案書が提出され、150～400件程度が新規医療技術として保険適用されている。

しかしながら、既存医療技術の再評価については、十分に実施されておらず、中医協総会においても指摘されており、中立的かつ専門的な観点から適切に議論されるよう、具体的な評価方法を検討することが必要とされている。

医療保険の財政状況を踏まえ、薬価については薬価専門部会にて薬価の再算定を、保険医療材料については保険医療材料専門部会にて外国価格調整や再算定を議論・実施してきた。医療技術の再評価を恒久的に行うためには、薬価や保険医療材料と同様、スクリーニング基準を策定し、スクリーニングに該当した技術を精査するとともに、その基準を適時更新していくことが望ましいとされる。

そこで、本分担研究では、医科診療行為マスタに存在しているのにNDBオープンデータに存在しなかった項目を抽出し、その項目内容について実際の臨床の医療技術として活用されていない診療行為内容なのか慎重に分析を行なった。

分析には、今回は医科診療報酬のE画像診断とM放射線治療を対象とし、診療行為に関連する職能団体として公益社団法人日本診療放射線技師会の協力を得てヒアリングを実施した。その上で、日本診療放射線技師会の内部組織のひとつである診療報酬政策立案委員会と本研究分担者および研究協力者にて、診療報酬についての理解を深めるための勉強会を開催し、既存の医療技術の再評価についてのあり方について議論する体制を図ることは、保険収載されている医療技術の再評価方法の策定に有効ではないかと結論付けられた。勉強会の主な内容は、①診療報酬の基本として診療報酬の決まるフローの理解、②職能団体として要望可能となり得る新たな診療報酬について提案するためにはどうあるべきか、③診療報酬に記載されるためのエビデンスの考え方について、④職能団体として今後の医療技術の再評価の協力のあり方についてである。さらに、職能団体は関連する医療メーカーなどの協力も得るなどすることで、利用されていない医療技術の情報収集の精度向上に繋がることが明らかとなった。

このようにNDBオープンデータと医科診療行為マスタを用い、医科診療行為マスタに存在しているのにNDBオープンデータに存在しなかった項目を抽出し、その項目について関連する職能団体との協力をもとに医療技術の再評価できるひとつの方法を構築した。今後は、今回検討していない医科診療報酬の診療科について、関連する職能団体の協力を得るなどして、保険収載されている医療技術の再評価方法を策定するための研究を継続して進めていく必要がある。

## A. 研究目的

### 【背景】

新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価については、診療報酬改定毎に学会等から提出された医療技術評価分科会（以下、「分科会」という。）において、中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」という。）総会へ報告を行なってきた。

2年に1度の診療報酬改定では、診療報酬における医療技術（医師等による手技など）の適正な評価の観点から、分科会において、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価に関する検討を行っている。具体的には、診療報酬改定の度に約1000件程度の提案書が提出され、150～400件程度が新規医療技術として保険適用されている。

しかしながら、既存医療技術の再評価については、十分に実施されておらず、中医協総会においても指摘されており、中立的かつ専門的な観点から適切に議論されるよう、具体的な評価方法を検討することが必要とされている。

医療保険の財政状況を踏まえ、薬価については薬価専門部会にて薬価の再算定を、保険医療材料については保険医療材料専門部会にて外国価格調整や再算定を議論・実施してきた。医療技術の再評価を恒久的に行うためには、薬価や保険医療材料と同様、スクリーニング基準を策定し、スクリーニ

ングに該当した技術を精査するとともに、その基準を適時更新していくことが望ましいとされる。

そこで本研究の初年度は、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するための研究として、医科診療行為マスタに存在しているのにリアルワールドデータである厚生労働省のレセプト情報・特定健診等情報データベース（National Data Base、以下 NDB という）、NDB オープンデータに存在しなかった項目を抽出し、抽出された項目内容について、関連する職能団体の協力を得ることで、医療技術の再評価の可能性について検討した。NDB は、高齢者の医療確保に関する法律に基づき、厚生労働省において匿名化されたレセプト情報および特定健康診査・特定保健指導情報を全国の医療機関などから収集し、構築したビッグ・データで、近年では国民皆保険制度を有する日本の保険診療の悉皆調査に利用されている。

### 【目的】

本研究の目的は、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するための方法を構築することである。

## B. 研究方法

医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目を抽出し、その項目内容の医療技術が実際に行われていない状況にあ

るかについて、関連する職能団体へのヒアリングを実施した。さらに職能団体の組織内の設置されている関連委員会との協力体制の構築およびその職能団体と関連する医療メーカーの協力を得て情報収集の質を向上させ、医療技術の再評価を策定するための方法を構築した。

データ

・第6回 NDB オープンデータ

(平成 31 年度診療分)

・医科行為マスタ

(平成 31 年度、令和 2 年度分)

ヒアリング対象

公益社団法人 日本診療放射線技師会  
会長及び専任理事 1 名

職能団体との協力体制の構築のための勉強  
会の開催

公益社団法人 日本診療放射線技師会  
会長及び理事 1 名

診療報酬制作立案委員会 委員 6 名

分担研究者 2 名、研究協力者 1 名

## C. 研究結果

1. 医科診療行為マスタに存在しているのに  
NDB オープンデータに存在していない医科  
診療報酬の項目

医科診療行為の A 基本診察料を除く B 医

学管理等から N 病理診断の 13 項目につ  
いての結果は、B 医学管理等 253 件中 21 項  
目、C 在宅医療 339 件中 2 項目、D 検査 1464  
件中 33 項目、E 画像検査 227 件中 26 項目、  
F 投薬 33 件中 0 項目、G 注射 63 件中 0 項  
目、H リハビリテーション 103 件中 4 項目、  
I 精神科専門療法 152 件中 9 項目、J 処置  
434 件中 13 項目、K 手術 2738 件中 125 項  
目、L 麻酔 163 件中 5 項目、M 放射線治療  
78 件中 0 項目、N 病理診断 41 件中 0 項目  
であった。具体的な診療行為の項目は資料  
1 に記載する。

このうち、E 画像検査については、外来 (加  
算含) と入院別 (加算含) の診療行為 10 件  
未満、10 件以上から 100 件未満、100 件以  
上 200 件未満、200 件以上 500 件未満につ  
いて抽出した。診療行為 10 件未満は外来 23  
項目・入院 29 項目、10 件以上から 100 件未  
満は外来 18 項目・入院 25 項目、100 件以上  
200 件未満は外来 4 項目・入院 9 項目、200  
件以上 500 件未満は外来 5 項目・入院 12 項  
目であった。E 画像検査の具体的な診療  
行為の項目は資料 2 に記載する。M 放射線  
治療については、外来 (加算含) と入院別  
(加算含) の診療行為 10 件未満は外来 7 項  
目・入院 6 項目、10 件以上から 100 件未満  
は外来 3 項目・入院 9 項目、100 件以上 200  
件未満は外来 3 項目・入院 6 項目、200 件以  
上 500 件未満は外来 6 項目・入院 2 項目を  
抽出した。M 放射線治療の具体的な診療行  
為の項目は資料 3 に記載する。

## 2. 診療放射線技師へのヒアリング

医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目の E 画像検査 26 項目について、意見を伺った。その結果、画像検査についてはアナログからデジタル化に移行し、現在、臨床現場では利用されていない医療技術であることが確認された。確実にその医療技術が利用されていないかどうかの検証のためには医療メーカーとの連携も必要であるとの認識に至った。医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目以外にも、不必要な項目があることについて日本診療放射線技師会から指摘を受けた。例えば、診療点数早見表 2022 年 4 月版の画像診断〔エックス線診断料〕E002 撮影には、「造影剤使用撮影について、心臓及び冠動脈造影を行なった場合は、一連につき区分番号 D206 に掲げる心臓カテーテル法による諸検査の所定点数により算定するものとし、造影剤使用撮影に係る費用及び造影剤注入手技に係る費用は含まれるものとする。」の記載がある。そうすると、NDB オープンデータ上の心臓及び冠動脈造影（右心カテーテル）（一連につき）、心臓及び冠動脈造影（左心カテーテル）（一連につき）などの各項目はそもそも請求が発生しない項目となるので、医科診療行為マスタから削除しても影響は発生しないことが考えられ

る。

また、これまで日本診療放射線技師会と関連する新規の医療技術の診療項目の追加の提案については、組織内に設置されている診療報酬制作立案委員会で協議され、日本診療放射線技師会の独自の判断のみで厚生労働省保健局課長へ要望書を提出されており、追加実現された実績については不明であるとのことであった。今後はチーム医療を鑑み、日本医学放射線医師会との連携について検討していくとのことであった。また診療報酬について勉強と情報が不足であるとの認識から、診療報酬政策立案委員会と本研究分担者および研究協力者との勉強会の開催に至った（資料 4）。主な内容は、①診療報酬の基本として診療報酬の決まるフローの理解、②職能団体として要望可能となり得る新たな診療報酬について提案するためにはどうあるべきか、③診療報酬に記載されるためのエビデンスの考え方について、④職能団体として今後の医療技術の再評価の協力のあり方についてである。以上の結果より、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するには、医科行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在しなかった医療技術項目から、関連する職能団体、医療メーカーなどへのヒアリングと確認作業を行う方法は有効であると示唆された。

## D. 考察

本研究によって、医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在していない医科診療報酬の項目について抽出したことにより、医療技術を再評価すべき診療項目の存在について確認することができた。今回は、医科診療行為の E 画像検査および M 放射線治療について関連する職能団体である日本診療放射線技師会と内部組織である診療報酬政策立案委員会の協力を得て、医療技術として臨床現場で使用されなくなっている技術かどうかの確認をすることができた。ただし、紙媒体で診療報酬請求している施設も極小ではあるが存在するため、医療メーカの協力も必要で、例えば市場に商品が販売されていないことの確認も必要と考察する。

## E. 結論

NDB オープンデータと医科診療行為マスタを用い、医科診療行為マスタに存在しているのに NDB オープンデータに存在しなかった項目を抽出し、その項目について関連する職能団体との協力をもとに医療技術の再評価を行う仕組みは有効であることが示唆された。また、将来的に医療技術の再評価に該当すると思われる件数の少ない診療項目についても整理し、これについても職能団体との協力により、将来、使用されなくなる診療項目を予測することは可能である。今後は、今回検討していない医科診療報酬の診療科について、関連する職能団体の協

力を得るなどして、保険収掲されている医療技術の再評価方法を策定するための研究を継続して進めていく必要がある。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表 なし

H. 論文発表 なし

I. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

## 【 医科診療行為マスタに存在しているのに N D B オープンデータに存在しなかった項目】

用いたデータ：

- ・ 第 6 回 N D B オープンデータ (H31 年度診療分)
- ・ 医科診療行為マスタ H 31 年度分、R2 年度分

S	170006630	30	パントモグラフィ（他方同時）（診断・撮影）（アナログ撮影）	11	パントモグラフィ
S	170006930	19	断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	9	デジタルレントゲン
S	170007130	21	同時多層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	12	デジタルレントゲン
S	170007230	30	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	12	デジタルレントゲン
S	170007330	21	回転横断撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	13	デジタルレントゲン
S	170007430	30	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（アナログ撮影）	13	デジタルレントゲン
S	170008130	24	側頭骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	20	デジタルレントゲン
S	170008230	24	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	20	デジタルレントゲン
S	170008330	24	副鼻腔曲面断層撮影（診断・撮影）（アナログ撮影）	20	デジタルレントゲン

1

S	170019130	24	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	8	デジタルレントゲン
S	170019230	24	特殊撮影（診断・撮影）（乳幼児）（アナログ撮影）	8	デジタルレントゲン
S	170019330	30	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（新生児）（アナログ撮影）	8	デジタルレントゲン
S	170020950	29	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（アナログ撮影）	20	デジタルレントゲン
S	170021850	28	単純間接撮影（撮影）（手前 2 枚以上撮影）（アナログ撮影）	14	デジタルレントゲン
S	170024050	28	単純間接撮影（撮影）（短手 2 枚以上撮影）（アナログ撮影）	14	デジタルレントゲン
S	170024350	24	単純間接撮影（口）の写真診断（短手 2 枚以上撮影）	20	デジタルレントゲン
S	170029630	30	同時多層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	12	デジタルレントゲン
S	170029830	30	回転横断撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（デジタル撮影）	13	デジタルレントゲン
S	170030730	24	特殊撮影（診断・撮影）（新生児）（デジタル撮影）	8	デジタルレントゲン
S	170031650	28	単純間接撮影（撮影）（短手 2 枚以上撮影）（デジタル撮影）	14	デジタルレントゲン
S	170032450	25	単純間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	14	デジタルレントゲン
S	170032550	25	単純間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	14	デジタルレントゲン

2

S	170032650	28	造影剤使用間接撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	19	ゾウエイイシヨウカンセツサツエイ
S	170032750	28	造影剤使用間接撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	19	ゾウエイイシヨウカンセツサツエイ
S	170035230	23	特殊撮影（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	8	トクシュツエイ
S	170035430	29	特殊撮影（他方同時）（診断・撮影）（幼児）（アナログ撮影）	8	トクシュツエイ
S	180010510	13	開放型病院共同指導料（１）	20	カイホウガ タビ ヨウインキョウド ウン
S	180012010	15	入院精神療法（２）（６月以内）	14	ニューインセイシヨウホク
S	180012110	14	入院精神療法（２）（６月超）	14	ニューインセイシヨウホク
S	180012210	13	通院精神療法（３０分以上）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180012410	10	心身医学療法（入院）	13	シンシイガ クリヨウホク
S	180012610	18	持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料	20	ジゾウケイコウセイシンビ ヨウチュウ
S	180016110	10	診療情報提供料（１）	19	シンリョウジ ヨウホクテイキョウリョウ
S	180016610	13	摂食機能療法（３０分以上）	13	セツショクキノウリョウホク
S	180016710	8	入院集団精神療法	20	ニューインシュウダウ セイシヨウホク

3

S	180016810	15	入院生活技能訓練療法（６月超）	20	ニューインセイカツギ ノウケンレンリョウ
S	180017210	12	精神科デイ・ナイト・ケア	13	セイシンカテ イナイトケア
S	180017910	14	難病患者リハビリテーション料	20	ナンビ ヨウカンジ ユリハビ リテーショ
S	180018110	9	入院精神療法（１）	14	ニューインセイシヨウホク
S	180018210	16	入院生活技能訓練療法（６月以内）	20	ニューインセイカツギ ノウケンレンリョウ
S	180018310	11	精神科退院前訪問指導料	20	セイシンカタイインマエホウモンシト ウリ
S	180019910	20	精神科電気痙攣療法（閉鎖循環式全身麻酔）	18	セイシンカテ ンケイレシヨウホク
S	180020010	16	心身医学療法（入院外）（再診時）	13	シンシイガ クリヨウホク
S	180020410	17	通院精神療法（初診日に６０分以上）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180020570	18	通院・在宅精神療法（２０歳未満）加算	20	ツウインガ イタクセイシヨウホクカガ
S	180020610	16	心身医学療法（入院外）（初診時）	13	シンシイガ クリヨウホク
S	180024710	17	リハビリテーション総合計画評価料 1	20	リハビ リテーショソウゴウ ケイカケヒ
S	180026270	30	保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士共同訪問指導加算	20	ホケンシンコウ シヤキ ヨウリョウホクソウ

4

S	180026370	31	複数名精神科訪問看護・指導加算（他保健師等と同時）（1日1回）	20	フクスマイセイシンカホウモンゴシ
S	180026410	10	医療保護入院等診療料	20	イリヨホコ ニュウイントウシンリョウリ
S	180027410	19	心大血管疾患リハビリテーション料（1）	20	シタ イケカンシツカンリハビ リテー
S	180027510	19	心大血管疾患リハビリテーション料（2）	20	シタ イケカンシツカンリハビ リテー
S	180027610	19	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）	20	ノウケカンシツカントウリハビ リテー
S	180027710	19	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）	20	ノウケカンシツカントウリハビ リテー
S	180027810	16	運動器リハビリテーション料（2）	19	ウンド ウキリハビ リテーシヨウリョウ
S	180027910	16	運動器リハビリテーション料（3）	19	ウンド ウキリハビ リテーシヨウリョウ
S	180028010	16	呼吸器リハビリテーション料（1）	18	コキュウキリハビ リテーシヨウリョウ
S	180028110	16	呼吸器リハビリテーション料（2）	18	コキュウキリハビ リテーシヨウリョウ
S	180028210	22	障害児（者）リハビリテーション料（6歳未満）	20	ショウガ イジ リハビ リテーシヨウリョ
S	180028310	27	障害児（者）リハビリテーション料（6歳以上18歳未満）	20	ショウガ イジ リハビ リテーシヨウリョ
S	180028410	23	障害児（者）リハビリテーション料（18歳以上）	20	ショウガ イジ リハビ リテーシヨウリョ

5

S	180028570	15	心身医学療法（20歳未満）加算	16	シンシンイガ クリョウホウカサン
S	180028610	15	精神科ショート・ケア（小規模）	11	セイシンカショートケア
S	180028710	15	精神科ショート・ケア（大規模）	11	セイシンカショートケア
S	180028850	11	家族入院精神療法（1）	18	カゾ クニウイセイシンリョウホウ
S	180028950	17	家族入院精神療法（2）（6月以内）	18	カゾ クニウイセイシンリョウホウ
S	180029050	16	家族入院精神療法（2）（6月超）	18	カゾ クニウイセイシンリョウホウ
S	180030770	13	早期リハビリテーション加算	16	ソウキリハビ リテーシヨウカサン
S	180030810	19	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）	20	ノウケカンシツカントウリハビ リテー
S	180030910	14	集団コミュニケーション療法料	20	シュウダウ コミュニケーションリョウホウ
S	180031010	13	通院精神療法（30分未満）	13	ツウインセイシンリョウホウ
S	180031210	15	家族通院精神療法（30分未満）	17	カゾ ツウインセイシンリョウホウ
S	180031410	13	精神科継続外来支援・指導料	20	セイシンカケイゾウ カガ イライシエンシ
S	180031570	12	療養生活環境整備支援加算	20	リョウヨウセイカヅカンキョウセイビ シエ

6



S	180031670	11	精神科地域移行支援加算	17	セイシカチキイコウシエンカザン
S	180032710	16	運動器リハビリテーション料（１）	19	ウンドウキリハビリテシヨウリョウ
S	180032970	28	短期集中リハビリテーション実施加算（退院日から１月以内）	20	タンキシュウチュウリハビリテシヨウシヨウ
S	180033070	31	短期集中リハビリテーション実施加算（退院日から１月超３月以内）	20	タンキシュウチュウリハビリテシヨウシヨウ
S	180033110	14	がん患者リハビリテーション料	20	ガンカンジヤリハビリテシヨウリョウ
S	180033370	16	早期加算（精神科ショート・ケア）	6	ソウキカザン
S	180033470	14	早期加算（精神科デイ・ケア）	6	ソウキカザン
S	180033870	16	初期加算（リハビリテーション料）	6	ショウキカザン
S	180033910	28	脳血管疾患等リハビリテーション料（１）（要介護・入院外）	20	ノウケツカンシツカントウリハビリテシヨウ
S	180034110	28	脳血管疾患等リハビリテーション料（２）（要介護・入院外）	20	ノウケツカンシツカントウリハビリテシヨウ
S	180034310	28	脳血管疾患等リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）	20	ノウケツカンシツカントウリハビリテシヨウ
S	180034510	25	運動器リハビリテーション料（１）（要介護・入院外）	19	ウンドウキリハビリテシヨウリョウ
S	180034610	25	運動器リハビリテーション料（２）（要介護・入院外）	19	ウンドウキリハビリテシヨウリョウ

7

S	180034710	25	運動器リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）	19	ウンドウキリハビリテシヨウリョウ
S	180035670	22	特定薬剤副作用評価加算（通院・在宅精神療法）	20	トクテイヤクザイフクサヨウヒョウカカザ
S	180035870	26	特定薬剤副作用評価加算（精神科継続外来支援・指導料）	20	トクテイヤクザイフクサヨウヒョウカカザ
S	180036030	23	精神科ショート・ケア（小規模）（入院中の患者）	11	セイシカショートケア
S	180036130	21	精神科デイ・ケア（小規模）（入院中の患者）	10	セイシカデイケア
S	180036270	15	早期加算（精神科ナイト・ケア）	6	ソウキカザン
S	180036370	18	早期加算（精神科デイ・ナイト・ケア）	6	ソウキカザン
S	180036470	24	疾患別等診療計画加算（精神科デイ・ナイト・ケア）	20	シツカンベツツクシヨウリョウケイカカザ
S	180036510	32	精神科訪問看護・指導料（１）（保健師等・週３日目まで３０分未満）	20	セイシカカクモシカシヨウシトウリョウ
S	180036610	32	精神科訪問看護・指導料（１）（保健師等・週４日目以降３０分以上）	20	セイシカカクモシカシヨウシトウリョウ
S	180036710	32	精神科訪問看護・指導料（１）（保健師等・週４日目以降３０分未満）	20	セイシカカクモシカシヨウシトウリョウ
S	180036810	32	精神科訪問看護・指導料（１）（准看護師・週３日目まで３０分以上）	20	セイシカカクモシカシヨウシトウリョウ
S	180036910	32	精神科訪問看護・指導料（１）（准看護師・週３日目まで３０分未満）	20	セイシカカクモシカシヨウシトウリョウ

8

S	180037010	32	精神科訪問看護・指導料（１）（准看護師・週４日目で降３０分以上）	20	セイシカホリモンカンゴ`シド`ウリョウ
S	180037110	32	精神科訪問看護・指導料（１）（准看護師・週４日目で降３０分未満）	20	セイシカホリモンカンゴ`シド`ウリョウ
S	180038070	31	複数名精神科訪問看護・指導加算（准看護師と同時）（１日に１回）	20	フクスイセイシカホリモンカンゴ`シ
S	180038170	25	複数名精神科訪問看護・指導加算（看護補助者と同時）	20	フクスイセイシカホリモンカンゴ`シ
S	180038270	15	長時間精神科訪問看護・指導加算	20	チョウジ`カンセイシカホリモンカンゴ`
S	180038370	24	夜間・早朝訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	19	ヤカンゾウチョウホリモンカンゴ`カザン
S	180038470	21	深夜訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	14	シンヤホリモンカンゴ`カザン
S	180038570	11	精神科緊急訪問看護加算	20	セイシカキンキョウホリモンカンゴ`カサ
S	180038610	10	精神科訪問看護指示料	19	セイシカホリモンカンゴ`ジシ`リョウ
S	180038770	13	精神科特別訪問看護指示加算	20	セイシカトクベ`ツホリモンカンゴ`ジシ
S	180038810	17	治療抵抗性統合失調症治療指導管理料	20	チリョウテイコウセイトウゴ`ウシツチョウ
S	180038970	19	重度認知症患者デイ・ケア料夜間ケア加算	20	ジ`ユウド`ニンチョウカンジ`ヤデ`イ
S	180039030	23	精神科ショート・ケア（大規模）（入院中の患者）	11	セイシカショートケア

9

S	180039130	26	精神科ショート・ケア（小規模）（早期・入院中の患者）	11	セイシカショートケア
S	180039230	26	精神科ショート・ケア（大規模）（早期・入院中の患者）	11	セイシカショートケア
S	180039330	21	精神科デイ・ケア（大規模）（入院中の患者）	10	セイシカデ`イケア
S	180039430	24	精神科デイ・ケア（小規模）（早期・入院中の患者）	10	セイシカデ`イケア
S	180039530	24	精神科デイ・ケア（大規模）（早期・入院中の患者）	10	セイシカデ`イケア
S	180039670	19	早期加算（重度認知症患者デイ・ケア料）	6	ソウキカザン
S	180039710	17	在宅精神療法（初診日に６０分以上）	14	ザ`イタクセイシリョウホリ
S	180039810	18	在宅精神療法（３０分以上６０分未満）	14	ザ`イタクセイシリョウホリ
S	180039910	13	在宅精神療法（３０分未満）	14	ザ`イタクセイシリョウホリ
S	180040050	20	家族在宅精神療法（３０分以上６０分未満）	18	カゾ`クザ`イタクセイシリョウホリ
S	180040150	15	家族在宅精神療法（３０分未満）	18	カゾ`クザ`イタクセイシリョウホリ
S	180040310	30	精訪看（３）（保健師等・週３日目まで３０分以上）（同日２人）	6	セイホリカン
S	180040410	30	精訪看（３）（保健師等・週３日目まで３０分未満）（同日２人）	6	セイホリカン

10

S	180040510	30	精訪看（3）（保健師等・週4日目を降30分以上）（同日2人）	6	セイホカ
S	180040610	30	精訪看（3）（保健師等・週4日目を降30分未満）（同日2人）	6	セイホカ
S	180040710	32	精訪看（3）（保健師等・週3日目まで30分以上）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180040810	32	精訪看（3）（保健師等・週3日目まで30分未満）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180040910	32	精訪看（3）（保健師等・週4日目を降30分以上）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041010	32	精訪看（3）（保健師等・週4日目を降30分未満）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041110	30	精訪看（3）（准看護師・週3日目まで30分以上）（同日2人）	6	セイホカ
S	180041210	30	精訪看（3）（准看護師・週3日目まで30分未満）（同日2人）	6	セイホカ
S	180041310	30	精訪看（3）（准看護師・週4日目を降30分以上）（同日2人）	6	セイホカ
S	180041410	30	精訪看（3）（准看護師・週4日目を降30分未満）（同日2人）	6	セイホカ
S	180041510	32	精訪看（3）（准看護師・週3日目まで30分以上）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041610	32	精訪看（3）（准看護師・週3日目まで30分未満）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041710	32	精訪看（3）（准看護師・週4日目を降30分以上）（同日3人以上）	6	セイホカ

11

S	180041810	32	精訪看（3）（准看護師・週4日目を降30分未満）（同日3人以上）	6	セイホカ
S	180041970	17	精神科複数回訪問加算（1日に2回）	18	セイシンカフスクカイホノモカザン
S	180042070	19	精神科複数回訪問加算（1日に3回以上）	18	セイシンカフスクカイホノモカザン
S	180042870	9	入院時訪問指導加算	18	ニューインジ ヌノモントウカザン
S	180042910	15	リハビリテーション計画提供料2	20	リハビレションケイカクテイキョウリ
S	180043070	11	経口摂取回復促進加算1	20	ケイコウセツシュカイフクソクシンカザン1
S	180043110	15	認知症患者リハビリテーション料	20	ニンチョウカンジ ヲリハビレション
S	180047270	21	児童思春期精神科専門管理加算（16歳未満）	20	ジドウシユンキセイシンカセンモカ
S	180047370	21	児童思春期精神科専門管理加算（20歳未満）	20	ジドウシユンキセイシンカセンモカ
S	180047610	16	救急患者精神科継続支援料（入院）	20	キュウキュウカンジ ヲセイシンカケイジ
S	180047710	17	救急患者精神科継続支援料（入院外）	20	キュウキュウカンジ ヲセイシンカケイジ
S	180047810	23	認知療法・認知行動療法（医師及び看護師が共同）	20	ニンチョウホノニチョウトウ ヲリョウホ
S	180047910	7	依存症集団療法	18	イゾノシヨウシユウダノリョウホ

12

S	180048030	23	精神科デイ・ケア（小規模）（3年超・週3日超）	10	セイシカテ イケ7
S	180048130	23	精神科デイ・ケア（大規模）（3年超・週3日超）	10	セイシカテ イケ7
S	180048430	19	精神科ナイト・ケア（3年超・週3日超）	10	セイシカイトケ7
S	180048530	22	精神科デイ・ナイト・ケア（3年超・週3日超）	13	セイシカテ イナイトケ7
S	180048670	21	衛生材料等提供加算（精神科訪問看護指示料）	20	エイセイ リョウトウテキョウカサン
S	180048930	31	精神科デイ・ケア（小規模）（3年超・週3日超）（入院中の患者）	10	セイシカテ イケ7
S	180049030	31	精神科デイ・ケア（大規模）（3年超・週3日超）（入院中の患者）	10	セイシカテ イケ7
S	180049130	30	通院精神療法（初診日に60分以上・3種類以上抗うつ薬等減算）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180049230	27	通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180049330	27	通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180049430	30	在宅精神療法（初診日に60分以上・3種類以上抗うつ薬等減算）	14	ザ イタクセイシヨウホク
S	180049630	32	在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上60分未満）	14	ザ イタクセイシヨウホク
S	180049730	27	在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	14	ザ イタクセイシヨウホク

13

S	180049830	29	家族通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上）	17	カザ ツウインセイシヨウホク
S	180049930	29	家族通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	17	カザ ツウインセイシヨウホク
S	180050030	32	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算30分以上60分未満）	18	カザ カザ イタクセイシヨウホク
S	180050130	29	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	18	カザ カザ イタクセイシヨウホク
S	180050230	32	精神科継続外来支援・指導料（3種類以上抗うつ薬等減算・注2除く）	20	セイシカケイゾウ ケガ イライエンツト
S	180050330	23	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180050430	23	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180050530	23	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180050630	31	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（要介護・入院）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180050730	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（要介護・入院外）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180050830	31	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（要介護・入院）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180050930	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（要介護・入院外）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ
S	180051030	31	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（要介護・入院）（リ減）	20	ノウケツカンシツカントウリハビ リテーシ

14

S	180051130	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）（リ減）	20	ノウケカンシツカントウリハビ'リテーシ
S	180051230	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（１）（要介護）基準不適合・リ減	20	ノウケカンシツカントウリハビ'リテーシ
S	180051330	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（２）（要介護）基準不適合・リ減	20	ノウケカンシツカントウリハビ'リテーシ
S	180051430	32	脳血管疾患等リハビリテーション料（３）（要介護）基準不適合・リ減	20	ノウケカンシツカントウリハビ'リテーシ
S	180051530	22	廃用症候群リハビリテーション料（１）（リ減）	20	ハイヨウショウコウグ'ンリハビ'リテーシ
S	180051630	22	廃用症候群リハビリテーション料（２）（リ減）	20	ハイヨウショウコウグ'ンリハビ'リテーシ
S	180051730	22	廃用症候群リハビリテーション料（３）（リ減）	20	ハイヨウショウコウグ'ンリハビ'リテーシ
S	180051830	30	廃用症候群リハビリテーション料（１）（要介護・入院）（リ減）	20	ハイヨウショウコウグ'ンリハビ'リテーシ
S	180051930	31	廃用症候群リハビリテーション料（１）（要介護・入院外）（リ減）	20	ハイヨウショウコウグ'ンリハビ'リテーシ
S	180052030	30	廃用症候群リハビリテーション料（２）（要介護・入院）（リ減）	20	ハイヨウショウコウグ'ンリハビ'リテーシ
S	180052130	31	廃用症候群リハビリテーション料（２）（要介護・入院外）（リ減）	20	ハイヨウショウコウグ'ンリハビ'リテーシ
S	180052230	30	廃用症候群リハビリテーション料（３）（要介護・入院）（リ減）	20	ハイヨウショウコウグ'ンリハビ'リテーシ
S	180052330	31	廃用症候群リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）（リ減）	20	ハイヨウショウコウグ'ンリハビ'リテーシ

15

S	180052430	31	廃用症候群リハビリテーション料（１）（要介護）基準不適合・リ減	20	ハイヨウショウコウグ'ンリハビ'リテーシ
S	180052530	31	廃用症候群リハビリテーション料（２）（要介護）基準不適合・リ減	20	ハイヨウショウコウグ'ンリハビ'リテーシ
S	180052630	31	廃用症候群リハビリテーション料（３）（要介護）基準不適合・リ減	20	ハイヨウショウコウグ'ンリハビ'リテーシ
S	180052730	20	運動器リハビリテーション料（１）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180052830	20	運動器リハビリテーション料（２）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180052930	20	運動器リハビリテーション料（３）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053030	28	運動器リハビリテーション料（１）（要介護・入院）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053130	29	運動器リハビリテーション料（１）（要介護・入院外）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053230	28	運動器リハビリテーション料（２）（要介護・入院）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053330	29	運動器リハビリテーション料（２）（要介護・入院外）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053430	28	運動器リハビリテーション料（３）（要介護・入院）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053530	29	運動器リハビリテーション料（３）（要介護・入院外）（リ減）	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ
S	180053630	29	運動器リハビリテーション料（１）（要介護）基準不適合・リ減	19	ウンド'ウキリハビ'リテーシヨウ

16

S	180053730	29	運動器リハビリテーション料（２）（要介護）基準不適合・リ減	19	ウツクキハビリテーシヨウ
S	180053830	29	運動器リハビリテーション料（３）（要介護）基準不適合・リ減	19	ウツクキハビリテーシヨウ
S	180053910	17	リハビリテーション総合計画評価料 2	20	リハビリテーシヨウゴウケイカク
S	180054010	15	リハビリテーション計画提供料 1	20	リハビリテーシヨウケイカクキョウリ
S	180054270	7	電子化連携加算	12	デンシカレンケイザン
S	180054310	13	摂食機能療法（３０分未満）	13	セツシヨクキノウリョウホク
S	180055470	25	麻酔医師加算（許可を受けた医師が麻酔を行った場合）	8	マスイシカザン
S	180055510	32	通院精神療法（入院措置後退院患者・支援計画の療養担当精神科医師）	13	ツウインセイシヨウホク
S	180055610	32	在宅精神療法（入院措置後退院患者・支援計画の療養担当精神科医師）	14	ザイタクセイシヨウホク
S	180055710	13	在宅精神療法（６０分以上）	14	ザイタクセイシヨウホク
S	180055850	15	家族在宅精神療法（６０分以上）	18	カゾクザイタクセイシヨウホク
S	180055970	30	措置入院後継続支援加算（通院精神療法（入院措置後退院患者））	20	ソチニユウインゴケイゾクシエンカザン
S	180056030	30	通院精神療法（入院措置後退院患者・３種類以上抗うつ薬等減算）	13	ツウインセイシヨウホク

17

S	180056130	30	在宅精神療法（入院措置後退院患者・３種類以上抗うつ薬等減算）	14	ザイタクセイシヨウホク
S	180056230	27	在宅精神療法（３種類以上抗うつ薬等減算）（６０分以上）	14	ザイタクセイシヨウホク
S	180056330	29	家族在宅精神療法（３種類以上抗うつ薬等減算）（６０分以上）	18	カゾクザイタクセイシヨウホク
S	180056410	15	認知療法・認知行動療法（医師）	20	ニチリョウホクニチコウトウリョウホク
S	180056570	32	疾患別等専門プログラム加算（精神科ショート・ケア、小規模なもの）	20	シツカンヘツトウケンモンブモクラム
S	180056670	31	複数名精神科訪問看護・指導加算（他保健師等と同時）（１日２回）	20	フクサウメイセイシヨウホクモンカンゴシ
S	180056770	32	複数名精神科訪問看護・指導加算（他保健師等と同時・１日３回以上）	20	フクサウメイセイシヨウホクモンカンゴシ
S	180056870	31	複数名精神科訪問看護・指導加算（准看護師と同時）（１日に２回）	20	フクサウメイセイシヨウホクモンカンゴシ
S	180056970	32	複数名精神科訪問看護・指導加算（准看護師と同時・１日に３回以上）	20	フクサウメイセイシヨウホクモンカンゴシ
S	180057070	26	看護・介護職員連携強化加算（精神科訪問看護・指導料）	20	カンゴカイゴシヨウケンレンケイキョウ
S	180057170	23	特別地域訪問看護加算（精神科訪問看護・指導料）	19	トクベツチイキホクモンカンゴカザン
S	180057210	30	精神科在宅患者支援管理料 1（集中的支援必要）（単一建物 1 人）	20	セイシヨウカザイタクカンジヤシエンカン
S	180057310	32	精神科在宅患者支援管理料 1（集中的支援必要）（単一建物 2 人以上）	20	セイシヨウカザイタクカンジヤシエンカン

18

S	180057410	30	精神科在宅患者支援管理料1（重度精神障害者）（単一建物1人）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057510	32	精神科在宅患者支援管理料1（重度精神障害者）（単一建物2人以上）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057610	29	精神科在宅患者支援管理料1（イ及びロ以外）（単一建物1人）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057710	31	精神科在宅患者支援管理料1（イ及びロ以外）（単一建物2人以上）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057810	30	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物1人）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180057910	32	精神科在宅患者支援管理料2（集中的支援必要）（単一建物2人以上）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180058010	30	精神科在宅患者支援管理料2（重度精神障害者）（単一建物1人）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180058110	32	精神科在宅患者支援管理料2（重度精神障害者）（単一建物2人以上）	20	セイシカザ イタクカンジ ヲシエンカン
S	180058270	13	精神科オンライン在宅管理料	20	セイシカオンラインザ イタクカンリヨ
S	180058530	32	通院精神療法（入院措置後退院患者・3種類以上減算・継続支援加算）	13	ツウインセイシシリョウホク
S	180058650	17	経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療	20	ケイトウカ イチリョウヨウジ キンゲキ

以上

## 【E 画像診断抽出データ】

## 1. 10件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月 E 画像診断 ※集計結果が10未満の場合は「-」で表示（10未満の箇所が1箇所の場合は10以上の最小値を全て「-」で表示）※集計対象期間内に名称や点数・金額等に変更がある場合、集計対象期間当初の情報で表示

## 外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170021650	単純間接撮影（頭部、胸部、腹部又は脊椎）の写真診断（手前2枚以上撮影）	0	-
E001	写真診断	170023850	単純間接撮影（頭部、胸部、腹部又は脊椎）の写真診断（短手2枚以上撮影）	0	-
E002	撮影	170002310	心臓及び冠動脈造影（右心カテーテル）（一連につき）	3,600	-
E002	撮影	170006530	パントモグラフィー（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	-
E002	撮影	170007030	断層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	-
E002	撮影	170008530	児頭骨盤不均衡特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	-
E002	撮影	170011650	エックス線フィルムサブトラクション（一連につき）（アナログ撮影）	60	-
E002	撮影	170019430	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（アナログ撮影）	438	-
E002	撮影	170020710	心臓及び冠動脈造影（左心カテーテル）（一連につき）	4,000	-
E002	撮影	170021750	単純撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	0	-
E002	撮影	170023950	単純撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（アナログ撮影）	0	-

1

E002	撮影	170030230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	-
E002	撮影	170030930	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（新生児）（デジタル撮影）	534	-
E002	撮影	170031450	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（デジタル撮影）	0	-
E002	撮影	170031950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（デジタル撮影）	154	-
E002	撮影	170032250	造影剤使用撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	72	-
E002	撮影	170032350	造影剤使用撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	77	-
E002	撮影	170035330	特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（3歳以上6歳未満の幼児）（デジタル撮影）	447	-
E003	造影剤注入手技	170012610	造影剤注入手技（気管支ファイバースコープ挿入）	2,500	-
E003	造影剤注入手技	170027550	リンパ管造影を行うときの観血手術及び造影剤注入手技	1,200	-
E003	造影剤注入手技	170034610	造影剤注入手技（動脈注射）（内臓の場合）（1日につき）	155	-

## 外来(加算)

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170020370	胆管・膵管鏡加算（画像診断）	2,800	-
通則加算・注加算	170026010	遠隔画像診断による画像診断管理加算1（核医学診断）	70	-

## 入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170021650	単純間接撮影（頭部、胸部、腹部又は脊椎）の写真診断（手前2枚以上撮影）	0	-

2



E002	撮影	170002410	単純間接撮影（アナログ撮影）	30	-
E002	撮影	170005530	特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	-
E002	撮影	170006530	パントモグラフィ（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	-
E002	撮影	170008530	児頭骨盤不均衡特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	-
E002	撮影	170011650	エックス線フィルムサブトラクション（一連につき）（アナログ撮影）	60	-
E002	撮影	170019430	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（アナログ撮影）	438	-
E002	撮影	170021150	椎間板造影（撮影）（アナログ撮影）	144	-
E002	撮影	170021750	単純撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（アナログ撮影）	0	-
E002	撮影	170023950	単純撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（アナログ撮影）	0	-
E002	撮影	170024170	短期滞在手術等基本料による2枚以上撮影	0	-
E002	撮影	170029530	同時多層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	-
E002	撮影	170030130	側頭骨曲面断層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	-
E002	撮影	170030230	上顎骨曲面断層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	-
E002	撮影	170030830	特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（デジタル撮影）	501	-
E002	撮影	170030930	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（新生児）（デジタル撮影）	534	-
E002	撮影	170031450	単純間接撮影（撮影）（手前2枚以上撮影）（デジタル撮影）	0	-
E002	撮影	170031950	高速心大血管連続撮影装置による撮影（撮影）（デジタル撮影）	154	-
E002	撮影	170032050	単純撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	30	-
E002	撮影	170032150	単純撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	34	-
E002	撮影	170032250	造影剤使用撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	72	-
E002	撮影	170032350	造影剤使用撮影（アナログと同時撮影）（デジタル撮影）	77	-

3

E002	撮影	170035530	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳以上6歳未満の幼児）（デジタル撮影）	399	-
E003	造影剤注入手技	170013350	造影剤注入手技（上顎洞穿刺注入）	120	-
E003	造影剤注入手技	170017750	造影剤注入手技（唾液腺注入）	120	-
E203	コンピュータ一断層診断	170036950	コンピュータ一断層診断（FFRCT解析結果による診断）	9,850	-

## 入院（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170026010	遠隔画像診断による画像診断管理加算1（核医学診断）	70	-
通則加算・注加算	170026470	心臓及び冠動脈造影（右心）（新生児）加算	10,800	-
通則加算・注加算	170033070	心臓及び冠動脈造影（左心）（新生児）加算	12,000	-

4

2. E 画像診断 10件以上100件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170024250	単純撮影（その他の部位）の写真診断（短手2枚以上撮影）	0	30
E002	撮影	170002410	単純間接撮影（アナログ撮影）	30	55
E002	撮影	170005530	特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	38
E002	撮影	170007530	スポット撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	46
E002	撮影	170029230	バントモグラフィー（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	318	69
E002	撮影	170030130	側頭骨曲面断層撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	12
E002	撮影	170031030	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（デジタル撮影）	453	41
E002	撮影	170032050	単純撮影（デジタルと同時撮影）（アナログ撮影）	30	43
E002	撮影	170035530	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳以上6歳未満の幼児）（デジタル撮影）	399	13
E003	造影剤注入手技	170013450	造影剤注入手技（気管内注入）	120	25
E003	造影剤注入手技	170013850	経皮経肝胆管造影における造影剤注入手技	2,160	47
E003	造影剤注入手技	170016350	造影剤注入手技（胸椎穿刺注入）	120	21
E003	造影剤注入手技	170016450	造影剤注入手技（頸椎穿刺注入）	120	76
E003	造影剤注入手技	170017750	造影剤注入手技（唾液腺注入）	120	49

5

E003	造影剤注入手技	170034310	造影剤注入手技（点滴注射）（乳幼児）（1日分の注射量が100mL以上の場合）（1日につき）	98	67
E200	コンピューター断層撮影（CT撮影）	170012110	脳槽CT撮影（造影を含む。）（一連につき）	2,300	78

外来(加算)

加算	診療コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170015670	胆管・膵管造影法加算（画像診断）	600	24
通則加算・注加算	170016170	粘膜点墨法加算（画像診断）	60	72
通則加算・注加算	170034270	狭帯域光強調加算（画像診断）	200	14

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170001850	他医療機関間接撮影の写真診断（造影剤使用撮影）	36	53
E001	写真診断	170024250	単純撮影（その他の部位）の写真診断（短手2枚以上撮影）	0	10
E001	写真診断	170027530	乳房撮影の写真診断（他方と同時併施）	153	11
E002	撮影	170002510	造影剤使用間接撮影（アナログ撮影）	72	75
E002	撮影	170005630	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	38
E002	撮影	170007530	スポット撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	24
E002	撮影	170008430	児頭骨盤不均衡特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	53

6

E002	撮影	170027010	乳房撮影（一連につき）（アナログ撮影）	192	38
E002	撮影	170030530	児頭骨盤不均衡特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	318	13
E002	撮影	170031030	特殊撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（3歳未満の乳幼児）（デジタル撮影）	453	18
E003	造影剤注入手技	170012610	造影剤注入手技（気管支ファイバースコープ挿入）	2,500	69
E003	造影剤注入手技	170013450	造影剤注入手技（気管内注入）	120	17
E003	造影剤注入手技	170013550	造影剤注入手技（子宮卵管内注入）	120	43
E003	造影剤注入手技	170014050	精嚢撮影を行うための精管切開	2,550	38
E003	造影剤注入手技	170027550	リンパ管造影を行うときの観血手術及び造影剤注入手技	1,200	89
E003	造影剤注入手技	170034310	造影剤注入手技（点滴注射）（乳幼児）（1日分の注射量が100mL以上の場合）（1日につき）	98	28
E003	造影剤注入手技	170034510	造影剤注入手技（点滴注射）（その他の場合）（入院中の患者以外の患者に限る）（1日につき）	49	98
E003	造影剤注入手技	170034610	造影剤注入手技（動脈注射）（内臓の場合）（1日につき）	155	94
E101-2	ポジトロン断層撮影	170033210	ポジトロン断層撮影（13N標識アンモニア剤を用いた場合）（一連の検査につき）	9,000	97
E101-3	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影	170027210	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（15O標識ガス剤を用いた場合）（一連の検査につき）	7,625	63

7

## 入院(加算)

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170020370	胆管・膵管鏡加算（画像診断）	2,800	23
通則加算・注加算	170032970	血流予備能測定検査加算（選択的血管造影）	400	41
通則加算・注加算	170033670	血流予備能測定検査加算（イ以外の場合）	400	41
通則加算・注加算	170034270	狭帯域光強調加算（画像診断）	200	28
通則加算・注加算	170035910	遠隔画像診断による画像診断管理加算3（核医学診断）	300	43

## 3. 100件以上200件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

## 外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E002	撮影	170012710	胆管・膵管造影（胃・十二指腸ファイバースコープ）（一連につき）（画像診断）	1,140	196
E101-2	ポジトロン断層撮影	170020610	ポジトロン断層撮影（15O標識ガス剤を用いた場合）（一連の検査につき）	7,000	160
E101-3	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影	170027210	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（15O標識ガス剤を用いた場合）（一連の検査につき）	7,625	112

8

外来（加算）

加算	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170035910	遠隔画像診断による画像診断管理加算3（核医学診断）	300	116

入院

分類 コード	区分名称	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170001750	他医療機関間接撮影の写真診断（単純撮影・その他）	22	117
E002	撮影	170029430	断層撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	318	100
E002	撮影	170029730	回転横断撮影（診断・撮影）（一連につき）（デジタル撮影）	366	178
E002	撮影	170031750	エックス線フィルムサブトラクション（一連につき）（デジタル撮影）	68	134
E101-4	ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影	170033750	ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（18FDGを用いた場合）（一連の検査につき）	9,160	100

入院（加算）

加算	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170016170	粘膜点墨法加算（画像診断）	60	108
通則加算・注加算	170025910	遠隔画像診断による画像診断管理加算1（基本的エックス線診断）	70	151
通則加算・注加算	170026670	心臓及び冠動脈造影（右心）（3歳未満の乳幼児）加算	3,600	164
通則加算・注加算	170033170	心臓及び冠動脈造影（左心）（3歳未満の乳幼児）加算	4,000	172

9

4. 200件以上500件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

外来

分類 コード	区分名称	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170027530	乳房撮影の写真診断（他方と同時併施）	153	384
E002	撮影	170008430	児頭骨盤不均衡特殊撮影（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	356	215
E003	造影剤注入手技	170012410	造影剤注入手技（静脈造影カテーテル法）	3,600	206
E203	コンピューター断層診断	170036950	コンピューター断層診断（F R C T解析結果による診断）	9,850	216

外来（加算）

加算	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170036170	小児鎮静下MRI撮影加算		327

10

入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
E001	写真診断	170023750	単純撮影（頭部、胸部、腹部又は脊椎）の写真診断（短手2枚以上撮影）	0	427
E001	写真診断	170027450	他医療機関撮影の写真診断（乳房撮影）	306	213
E002	撮影	170002310	心臓及び冠動脈造影（右心カテーテル）（一連につき）	3,600	333
E002	撮影	170007630	スポット撮影（他方と同時併施）（診断・撮影）（一連につき）（アナログ撮影）	308	430
E002	撮影	170031550	単純撮影（撮影）（短手2枚以上撮影）（デジタル撮影）	0	436
E002	撮影	170031850	椎間板造影（撮影）（デジタル撮影）	154	262
E003	造影剤注入手技	170016350	造影剤注入手技（胸椎穿刺注入）	120	234
E003	造影剤注入手技	170034710	造影剤注入手技（動脈注射）（その他の場合）（1日につき）	45	485
E101-2	ポジトロン断層撮影	170020610	ポジトロン断層撮影（150標識ガス剤を用いた場合）（一連の検査につき）	7,000	205

入院(加算)

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	170026210	遠隔画像診断による画像診断管理加算2（核医学診断）	180	478
通則加算・注加算	170034870	頸動脈閉塞試験加算（選択的血管造影）	1,000	495
通則加算・注加算	170035170	乳房MRI撮影加算	100	390

以上

## 【M放射線治療抽出データ】

## 1. 10件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月 M放射線治療 ※集計結果が10未満の場合は「-」で表示（10未満の箇所が1箇所の場合は10以上の最小値を全て「-」で表示）※集計対象期間内に名称や点数・金額等に変更がある場合、集計対象期間当初の情報で表示

## 外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M001-1	体外照射	180008810	体外照射（エックス線表在治療）（1回目）	110	-
M004	密封小線源治療	180009510	密封小線源治療（一連につき）（腔内照射）（その他の場合）	5,000	-
M004	密封小線源治療	180009610	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（その他の場合）	19,000	-

## 外来（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180009270	術中照射療法加算（体外照射）	5,000	-
通則加算・注加算	180018770	食道用アプリケーター加算（密封小線源治療）（一連につき）	6,700	-
通則加算・注加算	180018870	気管、気管支用アプリケーター加算（密封小線源治療）（一連につき）	4,500	-
通則加算・注加算	180034990	乳幼児加算（放射線治療）		-

1

## 入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180033510	放射性同位元素内用療法管理料（固形癌骨転移による疼痛に対するもの）	1,700	-
M001	体外照射	180019410	体外照射（エックス線表在治療）（2回目）	33	-
M003	密封小線源治療	180009410	密封小線源治療（一連につき）（外部照射）	80	-
M003	密封小線源治療	180009510	密封小線源治療（一連につき）（腔内照射）（その他の場合）	5,000	-

## 入院（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180018770	食道用アプリケーター加算（密封小線源治療）（一連につき）	6,700	-
通則加算・注加算	180034890	新生児加算（放射線治療）		-

2

## 2. 10件以上100件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

### 外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000	放射線治療管理料	180026810	放射線治療管理料（分布図の作成1回につき）（外部照射を行った場合）	2,700	95
M004	密封小線源治療	180009410	密封小線源治療（一連につき）（外部照射）	80	17
M004	密封小線源治療	180032310	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（新型コバルト小線源治療装置を用いた場合）	23,000	11

外来（加算）該当なし

### 入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180054510	放射性同位元素内用療法管理料（骨転移のある去勢抵抗性前立腺癌に対するもの）	2,630	48
M001-2	ガンマナイフによる定位放射線治療	180058750	MRガイド下集束超音波治療器による集束超音波治療	105,000	55
M003	密封小線源治療	180009610	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（その他の場合）	19,000	32
M003	密封小線源治療	180009710	密封小線源治療（一連につき）（放射性粒子照射）（本数に関係なく）	8,000	64
M003	密封小線源治療	180032310	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（新型コバルト小線源治療装置を用いた場合）	23,000	47

3

### 入院（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180009270	術中照射療法加算（体外照射）	5,000	21
通則加算・注加算	180018870	気管、気管支用アプリケータ加算（密封小線源治療）（一連につき）	4,500	18
通則加算・注加算	180031870	外来放射線治療加算（放射線治療管理料）（分布図の作成1回につき）	100	80
通則加算・注加算	180054470	遠隔放射線治療計画加算（放射線治療管理料）（分布図の作成1回につき）	2,000	52

## 3. 100件以上200件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

### 外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M001-4	粒子線治療	180055010	粒子線治療（一連につき）（希少な疾病に対して実施した場合）（重粒子線治療の場合）	187,500	170

### 外来（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180035090	幼児加算（放射線治療）		115
通則加算・注加算	180054470	遠隔放射線治療計画加算（放射線治療管理料）（分布図の作成1回につき）	2,000	103

4

#### 入院

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000	放射線治療管理料	180026810	放射線治療管理料（分布図の作成1回につき）（外部照射を行った場合）	2,700	157
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180033610	放射性同位元素内用療法管理料（B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの）	3,000	125
M001-4	粒子線治療	180055210	粒子線治療（一連につき）（1以外の特定の疾病に対して実施した場合）（重粒子線治療の場合）	110,000	106
M001-4	粒子線治療	180055310	粒子線治療（一連につき）（1以外の特定の疾病に対して実施した場合）（陽子線治療の場合）	110,000	119
M003	電磁波温熱療法	180012910	電磁波温熱療法（一連につき）（浅在性悪性腫瘍）	6,000	103

#### 入院（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180035470	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（動体追尾法）	10,000	166

5

#### 4. 200件以上500件未満

診療年月：H31年04月～R02年03月

#### 外来

分類コード	区分名称	診療行為コード	診療行為	点数	総計
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180033510	放射性同位元素内用療法管理料（固形癌骨転移による疼痛に対するもの）	1,700	292
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料	180033610	放射性同位元素内用療法管理料（B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの）	3,000	215
M001-4	粒子線治療	180055110	粒子線治療（一連につき）（希少な疾病に対して実施した場合）（陽子線治療の場合）	187,500	267
M004	密封小線源治療	180018610	密封小線源治療（一連につき）（組織内照射）（高線量率イリジウム照射を行った場合）	23,000	412
M004	密封小線源治療	180032110	密封小線源治療（一連につき）（腔内照射）（新型コバルト小線源治療装置を用いた場合）	10,000	381

#### 外来（加算）

加算	診療行為コード	診療行為	点数	総計
通則加算・注加算	180035470	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（動体追尾法）	10,000	433

6



入院

分類 コード	区分名称	診療行為 コード	診療行為	点数	総計
M001-4	粒子線治療	180055010	粒子線治療（一連につき）（希少な疾病に対して実施した場合）（重粒子線治療の場合）	187,500	277
M001-4	粒子線治療	180055110	粒子線治療（一連につき）（希少な疾病に対して実施した場合）（陽子線治療の場合）	187,500	298

入院（加算）該当なし

以上